

浜田市水道給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 25 日

浜田市長 三 浦 大 紀

浜田市条例第 14 号

浜田市水道給水条例の一部を改正する条例

第1条 浜田市水道給水条例（平成29年浜田市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「1箇所」を「1か所」に改め、同条第2号中「2箇所」を「2か所」に改める。

第27条第1項第1号の表金額の欄を次のように改める。

金額
1,015.3円
1,086.8円
1,574.65円
1,607.65円
3,778.5円
7,558.65円
11,216.15円
38,043.5円
43,530.3円

第27条第1項第2号の表中「超える分」を「を越える分」に改め、同表金額の欄を次のように改める。

金額
104.5円
184.8円
228.8円
272.8円
251.9円
233.2円

第27条第2項第1号中「539円」を「607.2円」に改め、同項第2号中「539円」を「607.2円」に改め、同号ただし書中「490円」を「552円」に改め、同項第3号中「1箇所」を「1か所」に、「286円」を「322.3円」に改める。

第2条 浜田市水道給水条例の一部を次のように改正する。

第27条第1項第1号の表金額の欄を次のように改める。

金額

1,107.15 円
1,184.15 円
1,719.3 円
1,785.3 円
4,147 円
8,297.3 円
12,312.3 円
41,767 円
47,791.15 円

第 27 条第 1 項第 2 号の表金額の欄を次のように改める。

金額
115.5 円
204.6 円
254.1 円
303.6 円
278.3 円
257.4 円

第 27 条第 2 項第 1 号中「607.2 円」を「675.4 円」に改め、同項第 2 号中「607.2 円」を「675.4 円」に改め、同号ただし書中「552 円」を「614 円」に改め、同項第 3 号中「322.3 円」を「358.6 円」に改める。

第 3 条 浜田市水道給水条例の一部を次のように改正する。

第 27 条第 1 項第 1 号の表金額の欄を次のように改める。

金額
1,199 円
1,281.5 円
1,864.5 円
1,963.5 円
4,515.5 円
9,036.5 円
13,409 円
45,490.5 円
52,052 円

第 27 条第 1 項第 2 号の表金額の欄を次のように改める。

金額
126.5 円
224.4 円
280.5 円
334.4 円
305.8 円
282.7 円

第 27 条第 2 項第 1 号中「675.4 円」を「743.6 円」に改め、同項第 2 号中「675.4 円」を「743.6 円」に改め、同号ただし書中「614 円」を「676 円」に改め、同項第 3 号中「358.6 円」を「394.9 円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条及び次項の規定 令和 9 年 4 月 1 日
- (2) 第 2 条及び附則第 3 項の規定 令和 10 年 4 月 1 日
- (3) 第 3 条及び附則第 4 項の規定 令和 11 年 4 月 1 日

(経過措置)

2 令和 9 年 4 月 1 日前から継続して供給する水道の使用で、同日から同月 30 日までの間に使用水量を計量し、及び算定する水道料金並びに同年 5 月 1 日から同月 31 日までの間に使用水量を計量し、及び算定する水道料金のうち 1 月分の水道料金（第 28 条及び第 30 条の規定によりみなして算定する場合を含む。）については、第 1 条の規定による改正後の浜田市水道給水条例第 27 条の規定にかかわらず、なお第 1 条の規定による改正前の浜田市水道給水条例第 27 条の規定の例による。

3 令和 10 年 4 月 1 日前から継続して供給する水道の使用で、同日から同月 30 日までの間に使用水量を計量し、及び算定する水道料金並びに同年 5 月 1 日から同月 31 日までの間に使用水量を計量し、及び算定する水道料金のうち 1 月分の水道料金（第 28 条及び第 30 条の規定によりみなして算定する場合を含む。）については、第 2 条の規定による改正後の浜田市水道給水条例第 27 条の規定にかかわらず、なお第 2 条の規定による改正前の浜田市水道給水条例第 27 条の規定の例による。

4 令和 11 年 4 月 1 日前から継続して供給する水道の使用で、同日から同

月 30 日までの間に使用水量を計量し、及び算定する水道料金並びに同年 5 月 1 日から同月 31 日までの間に使用水量を計量し、及び算定する水道料金のうち 1 月分の水道料金（第 28 条及び第 30 条の規定によりみなして算定する場合を含む。）については、第 3 条の規定による改正後の浜田市水道給水条例第 27 条の規定にかかわらず、なお第 3 条の規定による改正前の浜田市水道給水条例第 27 条の規定の例による。